

文書分類番号	00	09	03	002	永年	起案	平成	年	月	日	決裁	平成	年	月	日	
議長	副議長	局長	次長	長	副主幹	担当	文書取扱主任									

第 9 回 厚生常任委員会 会議録

開催年月日	平成 24 年 2 月 21 日 (火曜日)	開会 13 時 34 分	閉会 17 時 34 分
開催場所	第三委員会室		
出席委員	関藤、堀、清水、木下、荒木	事務局	中嶋事務局長
	議長、委員外～窪之内		菊井次長
欠席委員	田村		村井主任主事
説明員	別紙のとおり	議件	別紙のとおり
議 事 の 概 要	1. 所管からの報告事項について		
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、すべて報告済みとした。		
	(1) 滝川市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について		
	(2) 滝川市立病院改革プラン推進委員会の開催結果報告について		
	(3) 未来へつなぐ市民税 1 % 事業の対象事業等の拡大について		
	(4) 平成 24 年度緊急雇用創出推進事業 (震災等緊急雇用対応事業) について～「信号住居表示等安全整備事業」		
	(5) 平成 23 年度一般会計補正予算について		
	(6) 廃棄物減量等推進審議会経過について		
	(7) 戸籍事務の広域化について		
	(8) 平成 23 年度後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) について		
	(9) 平成 23 年度一般会計補正予算 (第 5 号) について		
	(10) 平成 23 年度国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) について		
	(11) 平成 24 年度以降に実施される国民健康保険制度の改正について		
	(12) 平成 23 年度一般会計補正予算について		
	(13) 条例の制定及び改正について		
	(14) その他の提出予定議案について		
	(15) 札幌市での姉妹死亡事故を受けての対応について		
	(16) 平成 23 年度一般会計補正予算について		
	(17) 平成 24 年度予算関連事業について		
	(18) 平成 23 年度一般会計・介護保険特別会計補正予算について		
	(19) 条例の制定及び改正について		
(20) 介護報酬の返還について			
2. 第 1 回定例会以降の調査事項について			

議 事 の 概 要	別紙調査事項のとおりとすることに決定した。
	3. その他について
	なし。
	4. 次回委員会の日程について
	正副委員長に一任することに決定した。
	上記記載のとおり相違ない。 厚生常任委員長 関藤龍也 ㊟

平成24年2月17日

滝川市議会議長 水口典一様

滝川市長 前田康吉

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成24年1月27日付け滝議第161号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願ひします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願ひします。

記

滝川市長の委任を受けた者

市民生活部長	伊藤克之
市民生活部参事	庄野雅洋
市民生活部くらし支援課長	赤松恒夫
市民生活部くらし支援課主幹	松本真理子
市民生活部くらし支援課副主幹	山川弘己
市民生活部くらし支援課主査	原田瑞絵
市民生活部くらし支援課主査	伊藤貴寛
市民生活部くらし支援課主査	運上琢論
市民生活部くらし支援課主任級主事	高嶋秀治
市民生活部くらし支援課まちづくりセンター所長	千葉豊
市民生活部市民課長	榎木康人
市民生活部市民課主幹	杉原慶紀
市民生活部市民課副主幹	小田桐泉
市民生活部市民課副主幹	佐藤之俊
市民生活部市民課副主幹	梅津敏彦
市民生活部市民課主査	千田きみ子
市民生活部市民課主査	金子和史
市民生活部市民課主査	石黒靖久
保健福祉部長	橘弘恭
保健福祉部次長	佐々木哲
保健福祉部福祉課長	国嶋隆雄
保健福祉部福祉課副主幹	中川祐介
保健福祉部福祉課主査	堀鋼治
保健福祉部福祉課主査	山本真紀子
保健福祉部子育て応援課長	樋郡真澄
保健福祉部子育て応援課副主幹	内田敏恵
保健福祉部子育て応援課副主幹	前田昌敏

保健福祉部子育て応援課主査	庄野 憲宗
保健福祉部子育て応援課こども発達支援センター副所長	村井 新知
保健福祉部子育て応援課こどもセンター副所長	岩上 よし子
保健福祉部介護福祉課長	高田 和昌
保健福祉部介護福祉課主幹	渡辺 多恵
保健福祉部介護福祉課副主幹	小峯 智
保健福祉部介護福祉課副主幹	谷本 敏史
保健福祉部介護福祉課副主幹	米澤 敬子
保健福祉部介護福祉課副主幹	深村 栄司
保健福祉部介護福祉課主査	須藤 公夫
保健福祉部介護福祉課地域包括支援センター副所長	渡邊 尚子
市立病院事務部長	鈴木 靖夫
市立病院事務部次長	田湯 宏昌
市立病院事務部事務課副主幹	橋本 景子
市立病院事務部事務課副主幹	法村 幸子
市立病院事務部事務課主任主事	高林 宏光
総務部行政経営課情報化推進室主査	田上 智章
総務部行政経営課情報化推進室主任主事・技師	安田 健二
経済部商工観光課長	長瀬 文敬
経済部商工観光課主査	青木 康男
経済部商工観光課主任主事	今 安紀子

(総務部総務課総務グループ)

第9回 厚生常任委員会

H24. 2. 21(火)13:30～
第三委員会室

○開 会

○委員長挨拶（委員動静）

1. 所管からの報告事項について

《市立病院》

- (1) 滝川市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について (資料) 事務課
- (2) 滝川市立病院改革プラン推進委員会の開催結果報告について (資料) 事務課

《市民生活部》

- (3) 未来へつなぐ市民税1%事業の対象事業等の拡大について (資料) まちづくりセンター
- (4) 平成24年度緊急雇用創出推進事業（震災等緊急雇用対応事業）について (資料) 暮らし支援課
～「信号住居表示等安全整備事業」
- (5) 平成23年度一般会計補正予算について (資料) 暮らし支援課
- (6) 廃棄物減量等推進審議会経過について (資料) 暮らし支援課
- (7) 戸籍事務の広域化について (資料) 市民課
- (8) 平成23年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について (資料) 市民課
- (9) 平成23年度一般会計補正予算（第5号）について (資料) 市民課
- (10) 平成23年度国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について (資料) 市民課
- (11) 平成24年度以降に実施される国民健康保険制度の改正について (資料) 市民課

《保健福祉部》

- (12) 平成23年度一般会計補正予算について (資料) 福祉課
- (13) 条例の制定及び改正について (資料) 福祉課
- (14) その他の提出予定議案について (資料) 福祉課
- (15) 札幌市での姉妹死亡事故を受けての対応について (資料) 福祉課
- (16) 平成23年度一般会計補正予算について (資料) 子育て応援課
- (17) 平成24年度予算関連事業について (資料) 子育て応援課
- (18) 平成23年度一般会計・介護保険特別会計補正予算について (資料) 介護福祉課
- (19) 条例の制定及び改正について (資料) 介護福祉課
- (20) 介護報酬の返還について (資料) 介護福祉課

2. 第1回定例会以降の調査事項について～別紙

3. その他について

4. 次回委員会の日程について

○閉 会

第 9 回 厚生常任委員会

H24. 2. 21(火) 13時30分

第三委員会室

開 会 13:34

委員動静報告

委員長 欠席～田村。議長出席。委員外～窪之内。北海道新聞の傍聴を許可する。

1. 所管からの報告事項について

委員長 (1) について説明願う。

(1) 滝川市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

鈴木部長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。(なし) (1) については報告済みとする。(2) について説明願う。

(2) 滝川市立病院改革プラン推進委員会の開催結果報告について

鈴木部長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わった。質疑はあるか。

清水 ① 材料費の減少ということだが、全体的な減少なのか、一部特徴的なものなのか伺う。

② 患者数の減少について、常勤医が不在となった2つの科の入院患者が減るのは当然と思うが、外来はそれほど減っていない。どういう理由で減っていないのか伺う。

③ 公営企業法の全部適用に関する検討状況について伺う。

④ 経費削減について、物流管理システムで成功したというのは非常によいことだと思う。これが功を奏した要因について伺う。

⑤ 具体的に病診連携はどのような状況で、当面どこまで目指しているのか伺う。

⑥ オーダリングの導入によって診療報酬請求漏れなどは、どの程度の効果があったのか伺う。

⑦ 認定看護師は現在何人で、今後何人くらいを目指しているのか伺う。

⑧ DPC準備・対象病院とはどのようなものか伺う。

⑨ P3、他会計繰入金があつた理由が特別交付税、普通交付税があつたことによるということだが、その内容について伺う。

⑩ 経常利益が3億3,800万円、純利益が4億5,300万円だが、普通、経常利益のほうが純利益よりも多いと思うが、そのあたりのことを説明願う。

⑪ P4、病床利用率がプランと実績では乖離があると思う。計画そのものが現実的ではないという状況が出てきてはいないのか伺う。

⑫ P5、外来患者数の計画について現実的なものなのか伺う。

鈴木部長 ① 材料費そのものは収入に左右される。収入が減ったことによって材料費も減ったということである。

② 22年度、外来は上向きな状態である。多くは入院患者が減ったことが収入の減につながっている。皮膚科、耳鼻咽喉科についても常勤医がいれば、何人か入院ということもあり得る。全国的に患者数が減っているということもあるが、18年に改築の収支計画を立てた時点では、かなりの患者数があつたが、その後19年から患者数が減ったということもあり、22年度は非常に厳しい状況

だった。

③ 21年、22年と職員に対する勉強会を開催し、公営企業法による全部適用そのものが職員にとってどういうメリットがあるのかということを理解したり、手続等の準備があるということで、なぜ今全部適用が必要なのかということ院内で意見交換をして、その上で配置の問題を含め、検討の時間をいただきたい。24年度にはある程度方向性を見出したいと考えている。

④ 病棟において使った分だけ補充するという定数管理を行っており、余計な在庫がなくなる。そういうことで効果を図った。

⑤ 紹介率が13%台から14%台ということで、もう少し上げていきたいと考えている。新院長になって時間の許す限り、各診療所を訪問して、そこから当院に紹介いただけるようお願いするとともに、システマ的な問題も考えながら、病診連携を進めている。

⑥ オーダリングの関係だが、これまで紙ベースで行ってきたものが、コンピューターを利用することにより、請求漏れや重複請求などを防止している。

⑦ 認定看護師は現在3名いる。がん、感染、スキンケアということで、もう一人糖尿病関係の方もいたが、試験が思わしくなく、そちらのほうはストップしているが、病院としては積極的に認定看護師を育てていきたいと考えている。病院としてのバックアップをし、看護部と相談しながら育成に努めていきたい。

⑧ DPCは出来高払いが病名ごとの包括になったという制度である。DPCの仕組みを理解しながら、分析して収益アップを図っていきたいと考えている。

⑩ 特別損失が22年度にあった。その分を除くと利益がふえるということで、経常利益には特別損失が入っているのでこのような数字になる。

⑪ 病床が314床になったということで、病院としては80%を最低限の病床利用率として考えている。1日平均255人、外来が900人というベースを今回の改革プランで置きかえた。新病院開院後、そのような実績で推移しており、数字を見直して数値目標とした。昨年収支計画を説明したが、同じようなベースである。

⑫ 23年度の実績を踏まえて、最低1日900人を確保したいという収支計画を立てている。その数字を改革プランにも同じように載せている。

⑨ 特別交付税の中にも救急医療や小児医療などいろいろな項目がある。普通交付税では病床数に対するものなどがあるが、単価が毎年決められている。22年度において単価が大幅に上がったことで、病院に対する交付税が上がり、一般会計からの繰り入れがふえたということである。

清 水

① 入院患者数と外来患者数の見込みは、23年度実績を踏まえているということで、報道でも患者数増という記事があった。23年度の見込みはどのくらいになるのか伺う。

② 特別交付税と普通交付税について、ウエートはどちらが高いのか伺う。

③ P7、収支計画で23年度見込みが出ているが、計画との比較でどのような状況にあるのか伺う。

④ 貸借対照表の流動資産がどのような状況になっているのか伺う。

鈴木部長

① 新病院を開院して、安心安全な医療を提供するために取り組んだ結果として患者数の増加があると考えている。1月までの累計で外来患者数が18万4,537人ということで、23年度の目標が21万9,600人でほぼ目標をクリアできる数字だと考えている。入院患者は7万7,685人で9万3,330人が目標なので

これについてもクリアできると思われる。状況としてはこれから2月、3月とインフルエンザを含めてかなり外来患者数の増加が見込める。

② 22年度、特別交付税は1億2,600万円ほどであり、普通交付税は4億3,000万円で、圧倒的に普通交付税の割合が多い。この中身については改築に関連して起債を借りている。その元利償還金が普通交付税で措置されている。またその中には学院の費用や病床数に対する普通交付税の算入が大きくある。

③ 改革プランの見直しの時点での見込みということなので、改めてどうだと言えるものではない。これについては答弁を控える。もう少し実態が見えたときに決算として報告する。

④ 流動資産についても、23年度の決算が固まらなければつかめないなので、答弁を控える。

清 水
鈴木部長
委員 長
木 下

見込みよりも資金状況がどうなっているのか伺う。

よい状態である。

他に質疑はあるか。

22年度、未収金はどのくらいあったのか伺う。23年度についても1月現在でどのくらいあるのか伺う。

鈴木部長

報道もされたが、12月に職員が3年ぶりに未収金の徴収に回った。そのときで5,500万円の未収金があった。これについては、管理職を中心に集めてきたが、金額的にはわずかだがそのようにすれば回収できるのではないかという感触を持った。新年度においても未収金の取り組みを強化していきたいと考えている。

委員 長
荒 木

他に質疑はあるか。

救急車による年間患者数について、砂川市立病院が救急救命センター化しており、滝川地区消防組合内からの救急車の受け入れをなかなかしにくくなっているという話を聞いたが、これは救急患者の増加に関係があるのか伺う。また、数値目標として救急車による年間患者数を掲載しているのはなぜか。この数字よりもふえたほうがよいのか、あるいは不採算なものは減ったほうがよいのかよく理解できないので説明願う。

鈴木部長

砂川市立病院の3次救急の指定に関連してということだが、これは22年度の数字であるので、その時点ではまだ動いていない状態である。救急にかかわらず年間の夜間休日の受診者は減っていたが、22年度くらいから徐々にふえてきている。それに伴い救急車で搬送もふえていると思われる。指定によって本来の砂川のスタンスは変わらないと理解している。会議の中でも従来どおり変わらないという砂川の話もあった。消防としては運ぶ際にマニュアルどおり運べないケースが何件かあったと聞いているので、それがどういう形でそのようになったのかを確認して改めて救急患者がスムーズに搬入でき、こちらも受け入れできるように整理していきたいと考えている。

橋本副主幹

当初、改革プランをつくったときに総務省のほうからこれらの数値目標が示されており、病院の機能として救急車を受け入れることができる体制が整っているかということで、記載例がありそれに沿って作成したものである。

委員 長

他に質疑はあるか。(なし) (2)については報告済みとする。所管入れかえのため若干休憩する。

休 憩 14 : 16

再 開 14 : 22

委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。(3)について説明願う。

千葉所長

(3) 未来へつなぐ市民税1%事業の対象事業等の拡大について

委員長

(別紙資料に基づき説明する。)

木下

説明が終わった。質疑はあるか。

千葉所長

この事業のPR方法について何か考えはあるのか伺う。

昨年は広報に2回ほど掲載した。新年度でも広報での周知を考えている。毎月発行のまちづくり通信でも実績や経過をわかりやすく伝えたい。ホームページでもコーナーを設けて掲載している。機会を設けて説明等を行いたいと考えている。

木下

申請自体を簡素化できないのか伺う。

千葉所長

補助申請ということで市では既に基準が定められており、それに基づいて行っているので簡素化は難しいと思う。まちづくりセンターには相談窓口を設けており、書き方や申請の仕方を随時窓口で説明しているので利用いただきたい。

委員長

他に質疑はあるか。

清水

① テーマ・プロジェクト事業の説明で連合町内会から単位町内会にという説明があったが、そのことについて再度詳細に説明願う。

② テーマ・プロジェクト事業で補助金の額が3年限度とあるが、通常は補助金がないとできないから申請していると思う。その後はどのような運営をしていくつもりなのか伺う。

③ これまで採択された主な事業について伺う。

④ スタートアップ事業について、対象にならない経費のうち2から6に該当しない団体の維持及び運営に係る経費はどのようなものが想定されるのか伺う。

千葉所長

① 当初は3つの区分けがなく、市民のための課題解決の事業ということで連合町内会、町内会にあっては連合組織を組むようにという要件を設けていた。その中で出てきたのが盆踊りであり、それについては地域連合町内会イベントということでイベントの枠にさせていただいた。そのことによって、テーマ・プロジェクト事業は単位町内会で申請できるようになったということである。

② 3年間のうちに基盤を整えてもらい、その後につなげてほしいということで、3年間限定の補助としている。そのほか企業やNPO向けの全道、全国的な補助があるので、そちらのほうに手を挙げて事業を継続、拡大していく団体もあるので、これについては、私どものほうで補助の紹介などを行っている。

④ 限度額が5万円ということで、それを超える部分については、補助金は出ない。対象にならない経費の中の1に設立後3年以内の団体にあつては、事業費の額を超える団体の維持及び運営に係る経費ということで、2万5,000円の事業費を申請した場合、その運営を考慮して、2万5,000円までの維持及び運営に係る経費は対象になるということである。そのほかの対象にならない経費は、飲食費や景品代、備品購入費などである。

③ これまでの2カ年で29件の採択があつた。半分近くがイベント系の事業である。残りがテーマ・プロジェクト事業だった。

清水

① スタートアップ事業の5万円については、対象にならない経費のうち1の事業費の額を超える団体の維持及び運営に係る経費であれば、人件費や謝礼等も5万円の対象になるということなのか伺う。

② 3年目で別の補助メニューを紹介していきたいということだが、簡単にそのようなメニューがあれば、そちらのほうを使っていると思う。これまでの2

年間で10以上の事業があるが、他の補助を受けて事業を続けていける見込みはあるのか伺う。

千葉所長

① スタートアップ事業においても人件費や謝礼等は対象にならない。具体的な運営費は、一つの事業を起こしたいということで手を挙げるわけだが、それとはかかわりのない団体の総会やほかの事業を行うときの会議費などは対象となるということである。

② 3年目以降については、NPO向けの補助、高齢者や子供の見守り等の事業についても相当数の企業、財団等の補助が出ているので、手を挙げる意欲のある団体はかなり活用しているようである。すべてを把握しているわけではないが、数件の問い合わせがあった。

清 水

3年で終了ということについては、福祉などは補助メニューが多くある。盆踊りのようなものには余り補助メニューがないと思う。これから地域イベントで福祉や生涯教育にかかわらないようなものについては、あくまでも3年間行って足場を固めて、その後は自前でしてほしいというようになっている制度だと思う。そういうことであれば、本当に1%事業と見ることができるとか疑問である。これから事業を継続させるということが重要であり、一度補助金を与えるということは、3年間一部費用を捻出するための労力を軽減させる。補助金がなくなれば改めて捻出しなければならず、そうであればやめてしまうということもある。このことについてどのように考えるか伺う。

千葉所長

盆踊りについて言えば、非常にエネルギーを使う事業である。地域を挙げて大勢の方が参加し協力しながら進めなければならない事業である。その盆踊りに伴う屋台などの物販で収入を生み出しているところもあり、そちらのほうで収支を考えていたり、あるいは華やかなものにはせずに、その収入に合った形での実施ということで行っているようである。

委員長

他に質疑はあるか。(なし) 委員外議員からあるか。

窪之内委員外議員

申請を受ける団体の確認についての質疑である。

委員長

窪之内委員外議員の質疑を認めることでよいか。(よし) 3分以内で質疑願う。窪之内委員外議員。

窪之内委員外議員

今度は単位町内会が申請できるということだが、単位老人クラブ、老人クラブ連合会というものもこの補助を受けることができると理解してよいか伺う。

千葉所長

老人クラブ云々という規定はないので、内容が要件に合致し審査を通れば問題ないと思う。

委員長

他に質疑はあるか。(なし) (3)については報告済みとする。(4)について説明願う。

(4) 平成24年度緊急雇用創出推進事業(震災等緊急雇用対応事業)について ～「信号住居表示等安全整備事業」

青木主査

(別紙資料に基づき説明する。)

松本主幹

信号住居表示等安全整備事業ということで、旧式の横信号機に設置している町名表示板について、昨年10月老朽化により一部歩道に落下したことがあり、市民への被害が考えられることから早急に町名表示されている場所全件の状況調査を行い、データ整備を行うこととする。警察の資料によると市内140カ所程度の信号機が設置されているということなので、この信号機、町名表示板の設置場所について住宅地図に転記し、信号機の種類、町名表示板の劣化状況の確認、写真記録により台帳を作成し保管することで事業を進める。もう一つの事

業として地域で管理されている会館の台帳整備を行うということで、市で管理委託していない会館、町内会等で管理している会館について、約20年前に台帳を作成し、その後台帳の更新がなされていないことから、現在の会館の状況を調査し台帳を整備更新するというので事業を行いたいと考えている。

委員長
清水

説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。

① 12月6日に空知総合振興局から市町村配分枠が通知されて、わずか13日後に事業計画を提出するというのは実態に合っていないと思われる。十分に効果の高い事業を計画に入れることが難しいと思う。そういう点について、国や道の対応がよくなることはないのか伺う。

長瀬課長

② ぐらし支援課の事業は単純労働で緊急雇用の効果を十分認めるが、この緊急雇用は40歳以上の資格などもないような方を対象とすることに意味があると思う。どのくらいのウエートでこのようなことを計画に入れているのか伺う。

① 緊急雇用の対応について、今回は東日本大震災に対応した雇用創出基金の事業ということで、あくまでも東日本大震災に伴う被災者を含め震災等の影響による失業者の雇用の場を確保し、生活安定を図ることが大前提になっており、これが23年度の第3次補正ということで、厚労省のほうから道のほうに通知が来て、その後空知総合振興局に通知され、市に配分枠が示されたのが12月6日という形の中で行っているの、どうしても短期間となってしまうのが現状である。そういうことを踏まえて各課の要望を取りまとめて、この事業を提案しているということで理解願いたい。

清水

② 20歳以上が対象ということで理解願う。

12月19日に事業計画を提出して、12月28日には配分調整額について通知されている。1月末くらいでも対応できるのではないかと思うが、国や道はどうしてこのように急がなければならないのか理解できない。市として相当強く要望しなければならないと思うがいかがか。

青木主査

国から道、道から空知総合振興局、その後市に通知されるところでタイムロスがある。今後は事業計画を市から空知総合振興局へ出して、空知総合振興局から道に出し、道から国へ報告されるようである。そのため市が考える時間が限られているのが現状である。しかし、空知総合振興局や道に24年度以降について何か新しい制度ができるのか、拡充等でこの制度が残るのかということを目ごろから連絡をとっていた。道、空知総合振興局にしても国の判断ですぐにおりてくるものなのでその段階ではわからないという回答が多かったが、いつも突然通知が来るので、庁舎内の各所属に何か雇用交付金を使って実施できる事業案を考えておいてほしいとお願いしていた。そういうことから短期間でも計画を提出することができた。

委員長

他に質疑はあるか。(なし) (4)については報告済みとする。(5)について説明願う。

松本主幹
赤松課長
委員長

(5) 平成23年度一般会計補正予算について

(別紙資料に基づき説明する。)

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。(なし) (5)については報告済みとする。(6)について説明願う。

赤松課長

(6) 廃棄物減量等推進審議会経過について

(別紙資料に基づき説明する。)

運上主査 (別紙資料に基づき説明する。)

委員 長 説明が終わった。質疑はあるか。

清 水 答申が出された後のスケジュールについて伺う。

伊藤部長 今月下旬に答申をいただいて、その後その答申をもとにどのような形で手数料の見直しを具体的に進めていくのかを検討し、内容を検討することになると思う。議会への提案、事前の説明をどうすべきかを相談させてもらい、市民への説明もどの場面でどのような形で対応すればよいかを検討したいと思う。具体的な日程、時期というものはまだ決まっていない。

清 水 この問題は市民負担が非常に大きい。処理料がトン当たり 1 万 6,000 円ほどだったのが 2 万 5,000 円までになっているため、手数料を上げなければならない。ごみを減らすために容り法に関する減量可能な物は燃えるごみの 4 割ほどある。そういったことも何も示さないで単に料金を上げるという説明ではなかなか理解してもらえないと思う。料金を上げる分を使って、燃えるごみを 3 割、4 割減らすということが必要である。今の時代に合った環境を守ったり、資源を有効活用したりということに資するような市民との話し合いというようにしていかなければならないと思うがいかがか。

伊藤部長 処理単価が当初 1 万 5,960 円が 2 万 5,200 円ということで、当時のまちづくり懇談会の中でエコバレーがこのまま推移をする状況であれば、この単価が 1 万 5,000 円台から高騰していく状況にあったことからその段階でごみ処理手数料の改定の問題も検討するということがあったが、当時の市長がまちづくり懇談会の中でエコバレーが撤退ということから改定については先送りをするという話をした。そういう意味では処理手数料の高騰によって本来市として改定すべき時期は既に来ていたが、こういう状況のため先送りしてきたということをも市民へ伝えてきた。そういうことを今後も丁寧に周知すべきと思う。処理手数料を仮に引き上げということだけの考えではなく、いかにごみを減らしてもらえるのか、その方策についても真剣に考えているところである。

清 水 容器包装に使っている紙やプラスチックは燃えるごみの 4 割を占めている。ごみを減らして出してもらおうと言っても現在の日本の商品はそういう容器に入って売られている以上、ごみとして出さざるを得ない。5 年後、10 年後を目指して CO₂ を出さない、資源の再利用ということをも市としてもきちんと進めるといふ計画ができてくれば、将来は燃えるごみの負担料が減るといふことで、多少の値上げについて市民理解は得られると思うが、そういう話を説明会で市民ときちんと話していくつもりなのか伺う。

伊藤部長 審議会の中でもその点に関する意見は出されていた。トレイなども行政として何らかの取り組みが必要だという意見もあった。それらを踏まえて検討させてもらいたいと考えている。

委員 長 他に質疑はあるか。(なし) (6) については報告済みとする。所管入れかえのため若干休憩する。

休 憩 15 : 23

再 開 15 : 30

委員 長 休憩前に引き続き会議を再開する。(7) について説明願う。

(7) 戸籍事務の広域化について

杉原主幹 (別紙資料に基づき説明する。)

委員 長 説明が終わった。質疑はあるか。

- 木 下 戸籍事務についてほかの市町と共同ですること経費が削減されるという考え
 でよいか確認したい。
- 杉原主幹 ほかの市町が個別で行えば経費がかかる。先にコンピューター化している滝川
 市のサーバーを利用して新たなシステムを構築できないかということでスタ
 ートしている。滝川市も参加するに当たってはメリットがなければならないと
 いうことを大前提にしているので、一時的導入経費はかかるが、その後は現行
 の運用経費にかかるものよりも安い業者を選定できないかといったことを協
 議会で検討したいと考えている。
- 委員長 他に質疑はあるか。
- 清水 ① この計画について、議会に報告されたのが今回初めてだと思うが、市政執
 行方針などでも戸籍事務の広域化ということは聞いたことがない。何かに示さ
 れている事業なのか伺う。
- ② 議案が9月ころ出されるという計画だが広域で関係市町は紙戸籍からのデ
 ータ作成費やシステム構築費は24年度予算になると思うが、議会への説明が
 このような形でよいか疑問である。2月13日に中空知市町村圏組合の理事
 会で合意したということだが、その前に議会へ報告しなければならない話だ
 と思うがいかがか。
- ③ 滝川市のメリットとして24年度以降に発生するとされるシステム構築分
 に係る経費が、滝川市のみで構築するとどのくらいで、共同で行えばどのく
 らいになるのか伺う。
- ④ いろいろな広域化というものがあるが、新たな事業を始める場合はそれぞ
 れの市町でもんで合意していくという流れだと思うが、これまでのほかの事業
 の進め方と今回の事業の進め方と比較して異なると思われるがいかがか。
- 杉原主幹 ①② 広域圏の中の研究会という位置づけで研究を行ってきた。各市町長の合
 意が図られた段階で市政執行方針に表明し、協議会を発足させるという考えか
 らこの時期に議会へ報告ということになった。結果として広域圏からの報道が
 先になり、議会への報告が遅くなったことについてお詫びする。
- ③ 滝川市で使っている戸籍システムは19年3月に約4,400万円でシステム
 の入れかえを行っている。今回は概算見積もりとして、4社平均でシステム構築
 に係る分は当時滝川市が入れたものと同程度の額になると思われる。運用経費
 として、保守料などは4社の中にはかなり安い業者もある。それについては協
 議会の中でもいろいろ評価基準書を作成してそこで精査をしていき、ある程度
 金額を確定させていきたいと考えている。
- ④ 地方自治法第252条の2第3項に基づく協議会ということで、各市町が事
 務を執行するに当たって、決め事を連絡的に協議していくという位置づけにな
 っているので任意の協議会ということになる。そのことから議会の議決を要す
 る協議会とは別の組織となっている。
- 清水 中空知市町村圏組合の事業になるのか、その協議会ということで実施して
 いくのか伺う。
- 杉原主幹 立ち上げ当初は広域圏ということで始まっているが、理事者による意思決定が
 図られて、今後においては協議会で進めていく形になる。
- 清水 予算を出して幾つかの市町村が事業をするということになると思うが、協議会
 方式で行うということは、予算や決算はどこでチェックすることになるのか伺
 う。

- 杉原主幹 協議会方式ということではないが、昨年3月にパスポートの関係で規約等を議案として提出して7月に開始した。今回の予算の持ち方だが、データ作成に関しては個々の市町において契約することになる。25年度にシステム構築の段階で機器の購入について、滝川市が代表して購入するのか、購入した場合に各市町から負担金としていただくのか、契約した業者から個々に請求書を出してもらうのか、いずれにしても個々の市町において予算、決算を行っていくという形である。
- 清 水 そういうことであれば、滝川市は負担金をもらってトータルの金額がわかって全体を監査できるが、ほかの市町は難しいのではないかと。協議会方式というのは妥当なのか、一部事務組合にしたほうが透明性があるのではないかと。協議会方式をあえて選んだ理由について伺う。
- 杉原主幹 スタートした当初は5市5町がまとまるのか、合意が図られるのか懸念されていたが、広域圏のほうでは研究会という立場で支援はするが、事務としては加えないという話になっていた。チェック機能についてパスポートの規約のときもそうだったが、事務を委託された町の決算が議会で承認されたときにその内容を委託した町にも通知するようなことになっている。そういうことで双方の議会や市民にも透明性は確保されている。
- 清 水 ① 戸籍という秘密性の高いことについて、協議会方式というのが適しているのかというのは疑問である。一部事務組合で行っている事例というのではないのか伺う。
- 委員 長 これらの資料を所管は用意できるか。
- 杉原主幹 ② 協議会がこれからスタートするので難しい。大枠で概算見積もりは出して、共同で行ったほうがよいという結果は出ているが、今後は協議会のほうで滝川市が単独で行った場合、業者を選定する中でいろいろ費用的なものが出てくるがその中で決定していかなければならない事項なので、すぐに資料で提供することはできない。
- 清 水 ① 形態はいろいろある。協議会方式は昨年10月に白糠町、釧路町、弟子屈町の3町が共同で取り組むという形で行って、システムも稼働される。広域連合、一部事務組合という形態もある。西胆振広域連合はごみ処理の関係からスタートした広域連合でそれが事務を拡大していき、戸籍を始めたという事例がある。
- 清 水 ① 合意ということで決定ではないということだが、滝川市は24年度当初予算は発生しないが、ほかの町は発生するような説明だったと思う。ほかの町は補正予算ということで対応し、予算化されるということが決まっていなかったのか確認したい。
- 杉原主幹 ② 全体としてはメリットがあるということだが、滝川市としてはメリットがあるということをはっきり言えないということなのか。合意したということは滝川市にもメリットがあるということだと思っているので、概算、概要で構わないのでそういう資料を要求したい。
- 杉原主幹 ① 資料にスケジュールを載せているが、そこに5市5町協議会による業者選定と記載している。これを9月くらいまでに優先交渉業者を協議会として決定

する。そのときに出された見積もり額を各市町で9月議会に提出して関連議案として事務の委託の届け出の規約を承認いただいた後に5市5町の首長による協定書を締結して、それから業者との契約をする形になる。9月に各市町が予算化するかどうかはデータ作成に係る費用、支払い方法によって変わってくるが、2年間にまたがる作業なので債務負担行為で2年かけて支払うのか、全部作業が終わった後に支払うのかいろいろ選択肢があるので、その町によって24年度予算化しないところも出てくるかと思う。

② 概算という段階で、これから精査して詰めていくことになるので、節目において常任委員会に報告させていただきたい。現段階で資料を用意することはできない。

清水
委員長
資料については、節目において所管からある程度整理された段階で随時提出していただくことにしたいと思うが所管はよいか。

杉原主幹
委員長
そのようにお願いする。

そのように取り扱うことで委員はよいか。(よし)整理された段階で随時提出してもらおうこととする。他に質疑はあるか。(なし)(7)については報告済みとする。(8)、(9)について一括で説明願う。

(8) 平成23年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

(9) 平成23年度一般会計補正予算(第5号)について

榎木課長
委員長
(8)、(9)について別紙資料に基づき説明する。

説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。(なし)(8)、(9)については報告済みとする。(10)について説明願う。

(10) 平成23年度国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

榎木課長
委員長
(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。(なし)(10)については報告済みとする。(11)について説明願う。

(11) 平成24年度以降に実施される国民健康保険制度の改正について

佐藤副主幹
委員長
(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わった。質疑はあるか。

清水
資料の4から7で市の国保会計に影響が出ると思うがどの程度になるか伺う。また、外国人の加入の見直しで事務作業等についても影響があると思うがいかがか。

佐藤副主幹
4の外国人の関係だが、現在外国人登録で国民健康保険に加入している方が40名弱いる。住民登録されている方が70名弱おり、その差が30名程度になって、この方たちが国保に加入するかどうかは把握できていないので、財政的な影響はわからない。5の財政基盤の恒久化について、現在行っている制度で、市町村が拠出してその対象となる医療費の交付金をもらうということで、その差額、拠出よりも交付金が多ければプラスになり、拠出が多ければマイナスということで、滝川市は黒字の額は年々減少しているが、23年度はプラスになる見込みである。

榎木課長
資料の6は、全国どこに住んでいても同じ保険料を目指しているものである。滝川市においてプラスかマイナスかということは今のところはっきりしていないが、プラスになるものと考えている。7の都道府県調整交付金の割合の引き

上げについて、医療費に対する34%の負担金が国からあり、それが32%に減って、道のほうの給付費を7%から9%に引き上げるということである。一見すると影響はないように思うが、共同事業の拡大の円滑な推進のため、医療費が高いところは支援をもらい、低いところは拠出が大きくなる場合がある。拠出が多いところに対して2%の中から支援するとなっている。実際に医療費の34%だが、特別調整交付金に使われて、本来の普通調整交付金の総体が減って、各市町村に対する部分が減ると思われる。財政的なものはもう少し見ていかなければわからない。

委員長 他に質疑はあるか。(なし)(11)については報告済みとする。所管入れかえのため若干休憩する。

休 憩 16:22

再 開 16:29

委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。(12)について説明願う。

(12) 平成23年度一般会計補正予算について

(別紙資料に基づき説明する。)

国嶋課長

委員長

清水

説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。

生活保護扶助費について、何件、何人からの増を見込んだが、結果的に何件、何人になったのか伺う。

国嶋課長

詳細な件数については、まだ年度の途中なので答弁できないが、当初予算については22年度2.6%の増を見込んでいたが、現状0.5%程度の伸びになると見込んでいる。特に医療費については、前年度高額な医療費を要する方が亡くなったことで、その減が主な理由である。

委員長

他に質疑はあるか。(なし)(12)については報告済みとする。(13)について説明願う。

(13) 条例の制定及び改正について

(別紙資料に基づき説明する。)

国嶋課長

委員長

清水

説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。

基準が告示後ということだが、この基準と同じ金額になるのか、滝川市に一定の裁量があるのか伺う。

中川副主幹

基本的には基準どおりという形で障がい者、児童ともに定まっていくと思う。児童デイサービスについては、市で300円の負担をしているので、継続していく形で予算を取っているの、その方向で進めていくと思われる。

委員長

他に質疑はあるか。(なし)(13)については報告済みとする。(14)について説明願う。

(14) その他の提出予定議案について

(別紙資料に基づき説明する。)

国嶋課長

委員長

説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。(なし)(14)については報告済みとする。(15)について説明願う。

(15) 札幌市での姉妹死亡事故を受けての対応について

(別紙資料に基づき説明する。)

国嶋課長

委員長

清水

説明が終わった。質疑はあるか。

① 338名の方で福祉サービスなどを利用していない方が59名で、24年度以降対策を具体化していくという説明だったと思うが、接触がない方についてはどういう状況で生活をしているのか不明だと思う。予算措置を伴うような見守り

制度が必要になるのではないかと思うがいかがか。

② 報道によればこの姉妹が滝川から転出後、療育手帳を持っていなかったようである。それをだれかが気づいて療育手帳を発行してもらったということだった。障害者年金は継続して受けていたようだが、療育手帳というのは制度的に切れたまま放置されるような仕組みになっているのか伺う。

③ 報道では個人情報が民生委員等に知らされておらず、大きな壁になっているということだった。民生委員には名簿が基本的には渡されない。引き継ぎのときに情報を教えてもらう新しい民生委員もいれば、全く情報がゼロからの民生委員もいると思う。引き継ぎに関してどのように取り扱っているのか伺う。

国嶋課長

① 必要に応じて予算措置を伴うような見守り制度も考えざるを得ない。障害者手帳、療育手帳を持っている方合わせて3,000人以上で、その中には療育手帳を持っているなどの情報を公にされることを好まれない方も多数いる。個人のプライバシーと何かあったときの見守り、そのバランスをどうするのかを検討したいと考えている。行政ですべての見守りが可能になるとは思っていない。少しでも事件、事故がないような体制は考えていきたい。それにしても予算が必要になるのであれば、予算措置を考えていきたいと思う。

② 療育手帳自体は診断書を提出して、中身によっては定期的な更新の時期があり、住民票を移動しても同じである。住民票を移動した場合は療育手帳の住所を変えるだけである。手帳を持っていなかったというのは、更新手続をしていなかったのではないかと思う。

③ 障がい者の方の情報は滝川市でも民生委員に出してはいない。その中で民生委員が地区の訪問活動の中で本人から聞き取りをした個人票、世帯票は代々引き継いでいくことになっている。全くのゼロからのスタートということにはなっていない。民生委員の取り組む内容についても、時間に余裕があつて熱心にされている方もいれば、仕事をしている方をお願いしている地区もある。事務局としてお願いしているのは引き継ぎ内容のリストアップ、世帯票、その地区の内容、要支援者のリストについての作成を年度当初、毎年5月に各民生委員に依頼している。民生委員がかわった場合はこれが引き継ぎ資料の基本となると考えている。民生委員の役員会のほうでもこの問題については話題になって協議している。民生委員自身も障がい者という問題は非常に難しいと考えているようで、単に行っても受け入れてもらえるようなものではない。普段の信頼関係からそういった情報が入り、支援につなげる相談を受けられる体制が基本になるというのは民生委員の中でも出ていた意見である。このような事件、事故は滝川市であったとしてもおかしくないものであり、幾らかでもその可能性を減らすようにいろいろなサービスの組み合わせ等を考えて取り組んでいきたいと思う。

清 水

報道では福祉事務所に3回訪れたが、生活保護の申請をしなかった。生活保護を申請するときには可能性がある方については、早い段階で申請の意思の確認や申請書自体を見せて説明することなどはしているのか伺う。

国嶋課長

申請書の様式を見せるということは常に行っているわけではないと思う。相談の記録の中にはいろいろ説明した後に本人に対して申請の意思を必ず確認するようにしている。相談記録にもその記載欄は全国どこにもあると思う。札幌市の例で言えば、申請に必要な添付書類リストを使用しているようだが、当人はそれを検討するというで持ち帰ったと聞いている。滝川市ではいろいろな

説明をして、生活保護になった場合はこうなり、持っている預金や車、資産はこのようになるが申請をどうするかという確認をしている。丁寧に行う分、多少時間がかかることもあるが、説明に心がけるようにはしている。

清水

申請されるかの確認をするということだったので、引き続き徹底していただきたいと思う。報道では懸命なる求職活動をしないと生活保護は受けられないという説明をしていたとあったが、このことによってかなりハードルが高くなってしまったり、資産などの話になると申請して当然の方も気が引けてしまうのではないかと思う。申請をするという行為の前のハードルが滝川市の場合、札幌市のように高くないと思うがいかがか。

国嶋課長

生活保護の申請に関しては、札幌市も滝川市も基本は同じだと思う。求職活動、扶養義務、資産の活用については、生活保護より先に活用すべきものと明確に示されている。聞き方としてその説明をせずして、申請だけを受け取って後でそれを伝えたとしたら、相談者の方にとっては話が違うということにもなりかねない。多少時間が長くなったとしてもそれらの説明については、懇切丁寧に行いたいと考えている。生活保護の申請は口頭の意味表示だけで受けることが可能である。その調査について本人が調査票の提出に同意しない場合は単に却下すればよいだけなので、申請の意思については文書を経て必要書類がすべてそろっていても受けることは可能である。滝川市でもそれは心がけている。そこから相手方との話の食い違いは、生活保護の今後を考えれば、お互いの信頼関係を損なうので、できるだけその前段として丁寧な説明に気を配っている。札幌市の事例については、緊急食パンを支給したという話を聞いており、要するに食べるものがないという事態だと思う。そういった場合については、本人の申請がなくても制度としては職権による急迫保護の開始ということもあるので、滝川市については当然検討していく事例だったと感じている。

委員長

他に質疑はあるか。(なし) (15)については報告済みとする。(16)について説明願う。

(16) 平成 23 年度一般会計補正予算について

樋郡課長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。(なし) (16)については報告済みとする。(17)について説明願う。

(17) 平成 24 年度予算関連事業について

樋郡課長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。(なし) (17)については報告済みとする。(18)について説明願う。

(18) 平成 23 年度一般会計・介護保険特別会計補正予算について

高田課長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。(なし) (18)については報告済みとする。(19)について説明願う。

(19) 条例の制定及び改正について

深村副主幹

(別紙資料に基づき説明する。)

高田課長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。

木下

指定管理者を選定する際、公募するという選択肢はなかったのか。譲渡の協議が整わなかったにもかかわらず、公募しないで指定管理をするということは問

深村副主幹 題だと思いがいかがか。
 公募、非公募の関係だが、18年6月に定められた滝川市指定管理者制度適用方針において滝川市社会福祉事業団による良質で機動的かつ効率的な経営への段階的な移行に向け、現管理者である同団体が引き続き管理を行うことが適当であると方向性をつけたところである。その後事業団とは不定期であるが、協議懇談を重ねる中で施設譲渡に向けた取り組みを進めてきたが、現時点では整わず、次年度においても非公募による指定管理で1年間の特例条例をさせていただきたいということで上程するに至った。公募による指定管理となると期間的に議会への報告、手続等を含めて、5カ月間程度を要するといったことも他の事例からも想定される。協議は進めていたが、事業団への事業移管、施設譲渡が時間的に見通しが立たない中での方向性ということから今回非公募による1年間の特例条例で上程をさせていただくことになった。引き続き、事業団の運営推進委員会等とも協議を重ねていく中で事業移管に向けた取り組みを進め、議会、市民へ随時報告をさせていただきたいと考えている。

木 下 指定管理者を選定する際に公募をしようとする選択肢はなかったのかということをも質疑した。5カ月間かかるということだが、選択肢としてはどうだったのか再度伺う。

橘 部長 公募に当たっての選択肢はなかったのかということだが、事業団のほうとしては13施設一括公募という話があった。果たして13施設一括でよいのかということもあったが、タッグ計画にもあったようにまず譲渡が前提ということを視野に入れて、公募というよりも24年度はとりあえず特例条例で指定管理をやっていただき、24年度中に公募、非公募の選択肢を視野に入れて検討していきたいと考えている。

委員 長 他に質疑はあるか。

清 水 譲渡の話が6年間進んでいないという中で、現状譲渡に向けた協議というのは具体的にどのようなになっているのか伺う。

深村副主幹 昨年の8月に改めて事業団の指定管理施設について視察を行ったが、その後事業団サイドとも不定期ではあるが、協議を重ねていく中で、スプリンクラーの設置、老朽化した施設の即時対応を行っていき、施設の安定的な運営という部分については協議をしてきた。その後、具体的な中身を提示するに至らないということは、譲渡条件を含めて、細部の話ができていないということである。今後、公募による指定管理という話も含めて、13施設一括がよいのか、あるいは分野ごとに分けて公募による指定管理を行っていくことがよいのかをトータルに考えていくが、前提は施設譲渡、事業移管であると考えている。

清 水 4定の柴田議員の質問で密約が明らかになり、部長も謝罪していたが、その後常任委員会に対して報告がないということで、何が話されているのかさっぱりわからないと言わざるを得ない。一番の中心は経営体制の問題だと思う。譲渡価格ではないと思う。その後どのように健全な経営がされるのかということだと思う。市が30年近くにわたって育て上げた事業、施設である。設備投資は市の予算化をしなければならぬ重要な施設である。市のこれまでの考え方を引き継げる体制はどのようなものかを考えれば、それほど難しい話ではないと思う。それを今の理事会が理解していないということに問題の中心があると思う。理事会が市の意向を理解しようとしているのか伺う。

橘 部長 協定書の件については、昨年の4定において議会への報告がなかったというこ

とで謝罪した。その件について、その後事業団の運営推進委員会に行って経過等を説明している。事業団は13施設一括公募をしたいという希望であり、こちらとしては少し待ってほしいということで、最終目標は譲渡で4月以降は1年限りの条例をつくって指定管理をお願いしたいと考えている。市長にもそういった事業団の意向を説明している。事業団の理事会についても理解してくれるものと思っている。事業団側からは理事会に来て説明してほしいという話もあるので、そのときに行って市の意向を伝えたいと考えている。

清 水
委員 長

この譲渡の問題については、逐一報告を求めたい。意見とする。
他に質疑はあるか。(なし) (19)については報告済みとする。(20)について説明願う。

(20) 介護報酬の返還について

小峯副主幹
委員 長
清 水

(別紙資料に基づき説明する。)
説明が終わった。質疑はあるか。

小峯副主幹

不正請求は刑事事件にならない事例が多い。仮に返還が最終的にされなかった場合、その場合は刑事事件適用になるのか伺う。

返還しない場合の刑事事件への可能性だが、刑事事件に発展するか確認していない。今回の件について、全額をしっかりと回収するという方針で交渉している。相手方からも全額を返還するという回答を得ている。万が一返還が滞ったときのために保証書をいただいている。保証書は関連の法人が保証しているというものである。滞った場合にはその法人に対して請求していくことになる。法律的な問題は顧問弁護士とも相談させていただき、滞りがないように全額回収に向けて取り組んでいるところである。

清 水

① 最悪の場合でも保証する法人がいるので、全額返還されるという見込みを持っているということで確認してよいか伺う。

② 不正請求の実態はどのようになっているのか。レセプトチェックをきちんと行っているのか伺う。

小峯副主幹

① 全額回収するために保証書をいただいているので、その有効性も含めて顧問弁護士とも相談していく。

② 保険者として、レセプトの点検をしっかりと行っている。その中で今回のような事案を発見できるかというとなかなか難しい面もある。レセプトの点検の中で把握できるものについてはしっかりとチェックしていきたいと考えている。

清 水

国保などで行っているレセプトチェックは必要でない医療を受けているのではないかというチェックが中心である。不正請求というのは絶対あつてはならないもので、今の答弁ではレセプトチェックしてもきちんと発見できるかどうかはわからないということだった。100%チェックしてもらわないといけないと思うがいかがか。

小峯副主幹

保険者としてできる範囲でこういうことがないようにチェックをしっかりと行っていきたいと思う。

委員 長

他に質疑はあるか。(なし) (20)については報告済みとする。

2. 第1回定例会以降の調査事項について

委員 長

別紙のとおり調査項目で調査することでよいか。(よし) 第1回定例会以降の調査事項は別紙のとおりとする。

3. その他について

委員 長

委員から何かあるか。(なし) 事務局から何かあるか。(なし)

委員長

4. 次回委員会の日程について

次回委員会は、正副委員長に一任いただくことでよいか。(よし)以上をもって第9回厚生常任委員会を閉会する。

閉 会 17:34